

## ～「横浜みどり税」は平成 35 年度(2023 年度)まで継続となりました～

緑豊かなまち横浜を次世代に継承することは重要な課題です。また、緑は一度失われると取り戻すことが困難です。

横浜市では、緑を守り、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の安定的な財源として、平成 21 年度から 30 年度まで市民の皆様へ「横浜みどり税」をご負担いただいていた。今後も「横浜みどりアップ計画 2019-2023」を進めていくため、引き続きご負担をお願いします。

法人  
年間で  
均等割の  
9%

平成 21 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度の法人市民税均等割について、標準税率に 9% 相当額を上乗せして申告納付をお願いします。

資本金等の額	法人の区分		横浜みどり税を含む税率 (年額)
	従業者数		
下記以外の法人等	人数にかかわらず		54,500 円
1 千万円以下	50 人以下		54,500 円
	50 人超		130,800 円
1 千万円超 1 億円以下	50 人以下		141,700 円
	50 人超		163,500 円
1 億円超 10 億円以下	50 人以下		174,400 円
	50 人超		436,000 円
10 億円超 50 億円以下	50 人以下		446,900 円
	50 人超		1,907,500 円
50 億円超	50 人以下		446,900 円
	50 人超		3,270,000 円

※ 平成 26 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度からは、法人税割が課税されない法人を含むすべての法人に、横浜みどり税をご負担いただいています。

※ 中間(予定)申告についても「横浜みどり税」の対象となり、申告納付が必要となります。

※ 申告税額が異なることが判明した場合は、更正(地方税法 321 条の 11)の対象となりますので、ご注意ください。

## ～法人税割の一部国税化に伴う税率の変更～

地方自治体間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るためとして、地方税法における法人市民税法人税割の税率が 3.7%引き下げられ、その引下げ相当分が国税化されました。これに伴い、本市においても、法人市民税法人税割の税率を 3.7%ずつ引き下げます。

資本金の額及び出資金の額	税率		差
	平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度	平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度	
10 億円以上の法人、保険業法に規定する相互会社及び法人税法第 4 条の 7 に規定する受託法人	12.1%	8.4%	▲3.7%
5 億円以上 10 億円未満の法人	10.9%	7.2%	
5 億円未満の法人及び資本又は出資を有しない法人等(保険業法に規定する相互会社を除く)	9.7%	6.0%	

※ 都道府県民税と市町村民税を合わせた法人住民税の税率引下げ相当分が地方法人税の税率に引き上げられることから、法人の税負担は変わりません。

## 法人市民税に関する申告先・お問合せ先

横浜市 財政局 法人課税課 法人市民税担当

〒231-8316 横浜市中区真砂町 2-22 関内中央ビル 9 階

※ こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」はお取り扱いしておりません。

受付時間：午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

(土・日・祝日・年末年始を除きます。時間外の受付は行っておりません。)